

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24 関東99 3
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成25年 5月17日
 【会社名】 株式会社大和証券グループ本社
 【英訳名】 Daiwa Securities Group Inc.
 【代表者の役職氏名】 執行役社長 日比野 隆司
 【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 9番 1号
 【電話番号】 03(5555)1111
 【事務連絡者氏名】 財務部長 佐藤 英二
 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 9番 1号
 【電話番号】 03(5555)1111
 【事務連絡者氏名】 財務部長 佐藤 英二
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 30,000百万円
 【発行登録書の内容】

| | |
|-------------------|------------------|
| 提出日 | 平成24年 6月29日 |
| 効力発生日 | 平成24年 7月 8日 |
| 有効期限 | 平成26年 7月 7日 |
| 発行登録番号 | 24 関東99 |
| 発行予定額又は発行残高の上限(円) | 発行予定額 500,000百万円 |

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

| 番号 | 提出年月日 | 募集金額(円) | 減額による訂正年月日 | 減額金額(円) |
|-----------|-------------|--------------------------|------------|---------|
| 24 関東99 1 | 平成25年 4月 5日 | 30,000百万円 | | |
| 実績合計額(円) | | 30,000百万円 (30,000百万円) | 減額総額(円) | なし |

(注) 1 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

2 今回の募集とは別に、「株式会社大和証券グループ本社第13回無担保社債(社債間限定同順位特約付)」(券面総額又は振替社債の総額40,000百万円(発行価額の総額40,000百万円))を発行すべく、平成25年5月16日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号24 関東99 2)を関東財務局長に提出しましたが、平成25年5月31日が当該社債の払込期日であり、本書の提出日現在当該社債の払込期日が到来していないため、上記実績合計額欄の算出には加算しておりません。

【残額】(発行予定額 実績合計額 減額総額) 470,000百万円

(470,000百万円)

(注) 1 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

2 今回の募集とは別に、「株式会社大和証券グループ本社第13回無担保社債(社債間限定同順位特約付)」(券面総額又は振替社債の総額40,000百万円(発行価額の総額40,000百万円))を発行すべく、平成25年5月16日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号24 関東99 2)を関東財務局長に提出しましたが、平成25年5月31日が当該社債の払込期日であり、本書の提出日現在当該社債の払込期日が到来していないため、上記残額欄の算出には加算しておりません。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 実績合計額 + 償還総額 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

| | |
|------------------|--|
| 銘柄 | 株式会社大和証券グループ本社 第14回無担保社債(社債間限定同順位特約付) |
| 記名・無記名の別 | |
| 券面総額又は振替社債の総額(円) | 金30,000,000,000円 |
| 各社債の金額(円) | 金1億円 |
| 発行価額の総額(円) | 金30,000,000,000円 |
| 発行価格(円) | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 利率(%) | 年1.252% |
| 利払日 | 毎年5月27日および11月27日 |
| 利息支払の方法 | <p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下償還期日という。)までこれをつけ、平成25年11月27日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月27日および11月27日の2回に各々その日までの前半が年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半年の日割をもってこれを計算する。計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)10「元利金の支払」記載のとおり。</p> |
| 償還期限 | 平成32年5月27日 |
| 償還の方法 | <p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成32年5月27日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)10「元利金の支払」記載のとおり。</p> |
| 募集の方法 | 一般募集 |

| | |
|----------------|---|
| 申込証拠金(円) | 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。 |
| 申込期間 | 平成25年5月17日 |
| 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 |
| 払込期日 | 平成25年5月27日 |
| 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 |
| 担保 | 本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。 |
| 財務上の特約(担保提供制限) | <ol style="list-style-type: none">1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債(ただし、下記に定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために、担保提供(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。)を行う場合には、本社債のために担保付社債信託法にもとづき、同順位の担保権を設定する。なお、担付切換条項とは、当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保提供を行う旨の特約、または当社が自らいつでも担保提供を行うことができる旨の特約をいう。2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。3. 当社が合併により、被合併会社の担保付社債を承継する場合には、本欄第1項は適用されない。 |
| 財務上の特約(その他の条項) | 本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。 |

(注) 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下R&Iという。）からA（シングルAフラット）の信用格付を平成25年5月17日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I：電話番号03-3276-3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下社債等振替法という。）第66条第2号の規定にもとづき、社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人ならびに発行代理人および支払代理人

(1) 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行（以下財務代理人という。）との間に平成25年5月17日付株式会社大和証券グループ本社第14回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務代理契約を締結し、本社債の発行代理人および支払代理人としての事務その他本社債に係わる事務を財務代理人に委託する。

(2) 財務代理人は、社債権者との間にいかなる代理関係および信託関係を有しない。

(3) 当社は、財務代理人を変更する場合には、本(注)6に定める方法によりこれを公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額について期限の利益を喪失する。

(1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項または別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日を経過しても、これを履行または解消できないとき。

(2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

(3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または償還期日が到来しても当該社債の要項に定める一定の期間内に弁済をすることができないとき。

(4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。

(5) 当社が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

(6) 当社が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。なお、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定める事項(ただし、本(注)4(1)に定める事項を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 前(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会

- (1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を開く旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項本文に定める書面を当社に提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受金額 (百万円) | 引受けの条件 |
|------------|-----------------------|---------------|--|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 | 30,000 | 1 引受人は本社債の 全額につき買取引 受を行う。 2 本社債の引受手数料 は各社債の金額 100円につき金40 銭とする。 |
| 計 | | 30,000 | |

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下金商業等府令という。)第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社である大和証券株式会社は、当社の子法人等に該当する。大和証券株式会社は、当社が同社株式の100%(間接保有分を含む。)を保有する連結子会社である。本社債の発行価格及び利率(以下発行価格等という。)の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(百万円) | 発行諸費用の概算額(百万円) | 差引手取概算額(百万円) |
|--------------|----------------|--------------|
| 30,000 | 133 | 29,867 |

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額29,867百万円は、全額を平成25年12月末までに連結子会社への融資資金に充当する予定であります。また、連結子会社はその資金を平成25年12月末までにトレーディング資産の取得資金等に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第75期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第76期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第76期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第76期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年5月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年5月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月18日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（第76期事業年度第1四半期、第2四半期及び第3四半期）（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年5月17日）までの間において生じた変更及び追加は以下のとおりです。変更及び追加箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本発行登録追補書類提出日（平成25年5月17日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

(14) 自己資本規制比率に関するリスク

当社グループは、当社が金融商品取引法上の最終指定親会社に該当するため、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成22年金融庁告示第130号）の適用を受け、同告示第2条に基づいて連結自己資本規制比率を所定の比率（連結普通株式等Tier1比率3.5%、連結Tier1比率4.5%、連結総自己資本規制比率8%（注））以上に維持する必要があります。

また、連結子会社のなかにも同様に類似の規制を受けている会社があります。大和証券、日の出証券及びリテラ・クリア証券は、金融商品取引法に定める自己資本規制比率を同法に基づいて120%以上に維持する必要があります。大和ネクスト銀行は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定める自己資本比率（国内基準）を同告示に基づいて4%以上に維持する必要があります。海外の連結子会社についても同様の会社があります。

当社グループ又はこれらの連結子会社の自己資本規制比率が著しく低下した場合には、レピュテーションリスクの波及や信用水準の低下により流動性懸念が生ずる可能性があります。さらに、有効な資本増強策を講じられない場合には、内外の監督当局から業務の全部又は一部の停止等の措置を受ける可能性があります。

（注）これらの比率の一部は今後段階的に引き上げられ、平成27年3月31日からは、連結普通株式等Tier1比率4.5%、連結Tier1比率6%、連結総自己資本規制比率8%となる予定です。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社大和証券グループ本社 本店
（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。